

国是である非核三原則の堅持を求める請願書

請願者

住所

電話

紹介議員

請願趣旨

核兵器を「持たず」「作らず」「持ち込まさず」の非核三原則は、日本の基本政策であり国是です。

1971年の沖縄返還協定の可決に際して衆議院本会議において、この三原則を内容とする採択がされました。それ以降、政府は繰り返しこれを確認してきてだけでなく、国会でも「非核三原則を国是として堅持する」との決議を6回も繰り返してきました。

なお、核兵器の製造や保有は、原子力基本法の規定でも禁止されています。また日本も締結している核兵器不拡散条約では第2条「核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと……を約束する」としてきました。

1980年代中期より非核三原則を指針とする自治体による非核宣言がはじまりました。非核宣言自治体の宣言をした全国1718の自治体のうち2022年では1657自治体にもなり、日本非核宣言自治体協議会の会員の自治体は346にもなっています。さらには、国際社会においても2021年核兵器禁止条約が発効しています。

しかし、ウクライナ戦争を理由に「非核三原則の見直し」「核保有」論が言われ始めました。この事態は、これまで国是とする積み重ねと憲法をも無視し平和に逆行する危険な動きと考えられます。

そのため、下記の項目の意見書の提出をお願いします。

請願項目

1. 戦争核被爆国として、非核三原則を国是として堅持すること。
2. 地球規模で人類を破滅させる非人道的な核戦争の脅威を広く国民に伝えること。
3. 核保有国と非核保有国の橋渡しを積極的かつ具体的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するよう請願いたします。

提出先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 外務大臣 総務大臣